

# 京都スタートアップ エンジェルコミュニティ交流会 登壇企業募集要領

## 1 事業の概要

### (1) 目的

本事業は、京都の強みであるディープテック型スタートアップ企業が、府内企業経営者及びエンジェル投資家で構成するエンジェルアドバイザーと交流することにより、事業や経営に関する助言、協業・業務提携、資金調達を得る機会を提供し、スタートアップ企業の早期成長を支援することを目的とし、ひいてはオール京都で取り組む京都スタートアップ・エコシステム拠点形成に寄与するものです。

※参画するエンジェルアドバイザーは以下のHPよりご覧ください。

<https://www.ki21.jp/kkc/service/angelcommu/advisor/>

### (2) 事業の内容

ディープテック型スタートアップ企業を公募・選考し、コンサルティングを実施した上で、登壇企業としてエンジェルアドバイザーに対し事業計画を発表し情報交換する場を提供するものです。登壇企業はこの交流の場を通じて、事業や経営に関する有益な助言を得るとともに、協業・業務提携、資金調達の契機としていただけます。また、登壇企業は、次回以降の交流会にも任意に参加し、継続的にエンジェルアドバイザーと交流を深めながら事業展開を図ることができます。

※本事業は業務提携や資金調達を確約するものではありません。

### (3) 交流会のプログラム

- ・スタートアップ企業 ピッチ（発表10分+質疑応答10分 計20分）
- ・情報交換会

※エンジェルアドバイザーの他、京都府内のベンチャーキャピタルや本コミュニティに過去に登壇されたスタートアップ企業等も参加されますので、様々な繋がりを持つことができます。

### (4) 交流会の開催予定

#### 第6回

日 時：2022年12月12日（月） 15:00～18:00

会 場：京都市内ホテルを想定（来場者のオンライン視聴も併設予定）

#### 第7回

日 時：2023年3月中旬～下旬 15:00～18:00（予定）

会 場：京都市内ホテルを想定（来場者のオンライン視聴も併設予定）

### (5) 対象となる事業者

ディープテック分野等での事業化を目指すスタートアップ企業（原則設立10年以内、創業予定も含む）で、協業や業務提携、資金調達等への意欲があり、事業計画発表会において、自社の事業計画をプレゼンテーションできる事業者

## 2 登壇企業の募集

### (1) 募集期間

現在、随時募集を受け付けています。

### (2) 登壇予定件数：

各回 6 社程度

## 3 決定方法及び結果の通知

### (1) 審査について

事業計画について次の評価項目により、総合的に審査の上、登壇企業を決定します。

- ① 成長力（市場性や顧客層・ニーズ等からみた成長力）
- ② 競争力（他社と比較した独自性・優位性等からみた競争力）
- ③ 実行力（人材、知財・ノウハウ等からみた実行力）

### (2) 結果の通知

（公財）京都産業 21 から各申請者に結果を通知します。

結果に関するお問い合わせには応じられません。

## 4 応募手続等

応募に当たっては、以下の書類を事務局あてに電子データでメール送信（以下のメールアドレス宛）あるいは、郵送又は持参により提出してください。

| 提出書類の内容   |
|---|
| 応募申請書 1部（別紙様式）（A4印刷）<br>（※ 会社案内や事業計画書等ございましたら併せてお送りください。） |

応募申請書等の様式は、（公財）京都産業 21 のホームページからダウンロードできます。

（ホームページアドレス <https://www.ki21.jp/kkc/service/angelcommu/recruitment/>）

注）なお、登壇が決定した場合、提出書類をエンジェルアドバイザーに情報提供します。記載内容のうち公開したくない内容が含まれている場合、採択決定後に事務局までご連絡お願いいたします。

### 【提出先及びお問い合わせ先】

（事務局）公益財団法人京都産業21 イノベーション支援部

〒600-8813

京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター2階

TEL：075-315-1057 FAX：075-323-4720

e-mail：startup@ki21.jp

（受付時間）月～金曜日（土日祝日を除く）の午前9時～正午と午後1時～午後5時

## 5 その他注意事項

次の何れかに該当する場合は本事業の対象外となります。また、審査後であっても決定を取り消します。

- a 府税等の滞納がある場合
- b 他社の知的財産権を侵害している場合
- c 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業を営むと認められるとき。
- d 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下、同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- e 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。
- f 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- g 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- h 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- i 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がdからhまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- j 対象事業者が、dからhまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合(hに該当する場合を除く)に、(公財)京都産業21が対象事業者に対して当該契約の解除を求め、対象事業者がこれに従わなかったとき。
- k 国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがあるとき。